

にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう
日常生活自立支援事業

だい じ じょう り かん り
大事な書類の管理に
自信がない・・・

じ ぶん ひ とり
自分一人では
自信がない・・・

ふく し り よう
福祉サービス利用の
手続きの仕方が
わからない・・・

けね あつか
お金の扱いに
自信がない・・・

いろ いろ りょう せん
色々な料金の
支払いが大変
・・・

ふ あ ん
不安な

ココロを



あ ん し ん
安心へ。

しゃ きょう て つだ あん しん
社協がお手伝いできること、それは安心へのサポート。

どんなことを支援してくれるの？

物忘れのある高齢者や、生活に不安のある知的障害者あるいは精神障害をお持ちの方が、介護などのサービスに関することやふだんのお金の扱いについて、安心して生活ができるようにお手伝いします。

在宅で生活されている方、施設で生活されている方、いずれの方も利用できます。

このようなお困りでは
ありませんか？

福祉サービスを利用するとき、
しているとき…

- 福祉サービスを利用したり変更したりしたいけれど、手続きの仕方が難しい。
- 利用している福祉サービスに不満や要望があるけれど、どのように言ったらいいかわからない。

日ごろのお金の扱いが必要なとき…

- サービスの利用料や、社会保険料や公共料金などの支払いがひとりでは難しい。
- 預貯金の払い戻しや預け入れがひとりでは不安がある。

ふだんの生活に必要な手続きがあるとき…

- 送られてくる郵便物や通知物がよく分からない。放ったままにしている。
- 行政や事業所の手続きが必要だけれど、ひとりでは分からない。

大事な通帳や印鑑をすぐに置き忘れる…

- 大事な書類（通帳や権利証）印鑑などを置き忘れる心配がある。



このようなお困りでは
ありませんか？

福祉サービスの利用のお手伝い

- 福祉サービスを利用したり利用をやめたりする相談のお手伝いをします。
- 福祉サービスの不満・疑問を解決する「苦情解決制度」の利用をお手伝いをします。

ふだんの生活に必要な金銭管理のお手伝い

- 福祉サービスの利用料や公共料金などの支払いの手続きや確認をお手伝いします。
- 生活費を預貯金から払い戻したり預け入れる時に同行したり、代行します。

ふだんの生活に必要な手続きのお手伝い

- 家に届く郵便物や通知物と一緒に確認します。
- 行政や事業所での必要な手続きをお手伝いします。



大切な通帳や印鑑
その他の書類の
お預かり

- 通帳や証書類、権利証、印鑑などを社会福祉協議会でお預かりします。



利用(支援)開始までの流れ



このサービスをご利用いただける方(下記のいずれにもあてはまる方)

- 認知症の方、もの忘れのある高齢者、知的障害のある方、精神障害のある方
- 契約を結ぶこと、利用料がかかることをご理解いただける方
- この事業の利用が日常生活の役に立つと認められる方



● サービスを利用するには手続きが必要です。

相談、支援計画の作成の対応 (無料)

1

相談の受付

ご本人、ご家族、近所の方、民生委員、ケアマネージャーなど、どなたからの相談でもお近くの社会福祉協議会で受け付けます。

2

訪問

社会福祉協議会の職員が、ご本人を訪問し、何にお困りかをおたずねします。秘密は必ず守ります。

3

支援計画の作成

「どの様なお手伝いを月や週に何回行うか」などをご本人と一緒に決めます。

4

契約の締結

内容に問題がなければ、ご本人と社会福祉協議会が契約をします。

生活支援員によるお手伝い (有料)

5

サービスの開始

契約のとおり生活支援員が訪問し、お手伝いをします。

6

支援計画の見直し

社会福祉協議会の職員が、サービスの内容を定期的に見直します。



契約を結んで生活支援員の訪問が始まってから利用料がかかります。
それまでは職員が何度訪問しても無料です。

- 利用料：1時間あたり1,200円(以降30分600円)
- 交通費：車やバイクの場合は、1回あたり300円
電車やバスの場合は、1回あたり実際に支払った金額

※ 生活保護を受給している方は利用料・交通費とも自己負担はありません。

安心してご利用いただくために

契約締結審査会での審査

学識経験者・弁護士・精神科医などにより構成され、利用を希望される方で契約をする能力の確認が難しい場合の審査や、利用者に応じた適切なお手伝いができるかなどについての助言を受けます。

運営適正化委員会への報告

当事者団体や福祉・医療・法律の専門家などにより構成され、第三者的な立場から事業全体の見守りを行い、事業の信頼性や透明性を保ちます。また、利用者からの苦情を受け付けます。

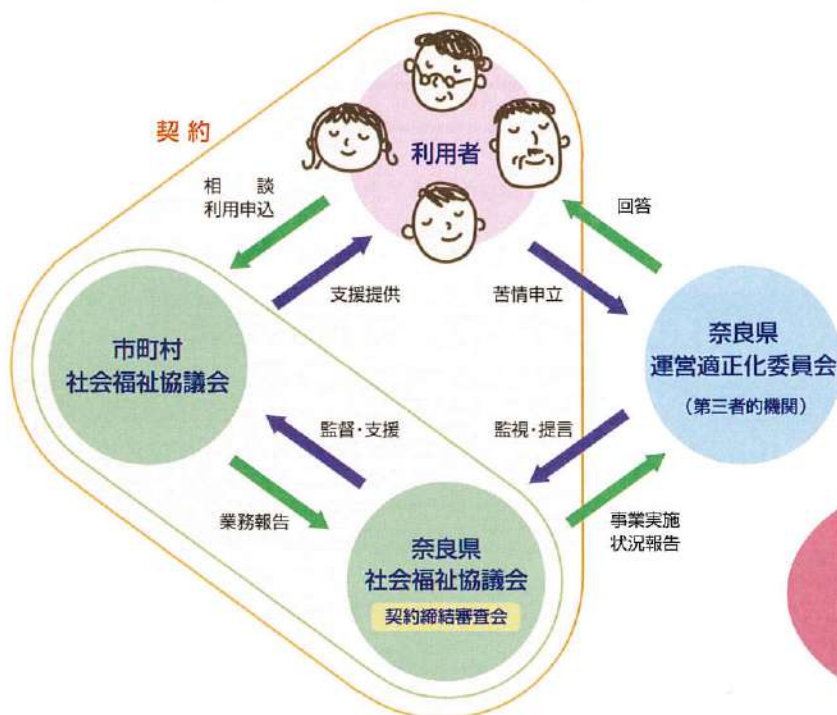
守秘義務

受け付けた相談の内容については、秘密を必ず守ります。安心してご相談ください。

成年後見制度との関係

本人の意思を確認できないときはお手伝いを続けることは難しくなりますが、成年後見制度との併用が可能です。成年後見人などが決まった場合、本人の代わりに成年後見人などと社会福祉協議会が契約をして利用を続けることもあります。

利用者と社会福祉協議会の関係



専門家の適切な
助言でさらに
安心です。

お問い合わせはお気軽に・・・

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 地域福祉課

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320番11
TEL.(0744)29-1201(直通) FAX.(0744)29-0101

あなたの地域の社会福祉協議会